

知っていますか？定期報告制度

(TEL)0198-24-1193

① 特殊建築物等の定期調査報告

あなたの建物が安全であるために維持管理が必要です。

廊下、階段、バルコニー等に物を置いたり、防火シャッターの下や防火戸のまわりに物を置いたりすると、火が発生したときなど、防火戸などが閉らなかったり、火災による被害を大きくする原因となります。日頃から注意・点検をいたしましょう。



特殊建築物等
定期調査報告マーク

**3年に一度の
報告が必要です**

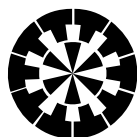
※ 下表の1又は2に該当するもの

建物の用途	1. 用途に供する階	2. 用途に供する部分の床面積
劇場、映画館又は演芸場	3階以上の階、主階が1階にないもの、又は地階	客席の部分が200㎡以上
観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂又は集会場	3階以上の階、又は地階	客席の部分が200㎡以上
病院、診療所（患者の収容施設を有するものに限る）、児童福祉施設等	3階以上の階、又は地階	2階の部分が300㎡以上
旅館又はホテル	3階以上の階、又は地階	2階の部分が300㎡以上
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	3階以上の階、又は地階	2,000㎡以上
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積10㎡以下のものを除く）	3階以上の階、又は地階	2階の部分が500㎡以上 3000㎡以上※新規追加 ※1
下宿、共同住宅又は寄宿舎	3階以上の階、又は地階	2階の部分が300㎡以上
学校又は体育館	3階以上の階、又は地階	2,000㎡以上
事務所その他これらに類するもの （階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る）	3階以上の階、又は地階	

※ その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く。

※1 その用途に供する部分が避難階のみにあるものは対象外。

多くの犠牲者を出した建物事故のほとんどは、定期報告などの維持管理が不適切でした。
維持保全を適切に行わない所有者・管理者は罰せられることがあります。



総合建設業

株式会社 伊藤組

●本社 / 〒025-0024 岩手県花巻市山の神797番地1 TEL.0198-24-1193 (代)
●盛岡支店 / 〒020-0875 岩手県盛岡市清水町1番34号 TEL.019-625-1193 (代)
●機材センター / 〒025-0312 岩手県花巻市二枚橋第5地割474-3 TEL.0198-30-1193 (代)

<https://www.itougumi.co.jp/>

知っていますか？定期報告制度

(TEL)0198-24-1193

② 建築設備の定期検査報告

あなたの建物が安全であるために維持管理が必要です。

換気設備、排煙設備、非常用照明、給排水設備等の事故防止のため日頃の点検と定期検査を実施し検査報告済証を掲示しましょう。



建築設備
定期検査報告マーク

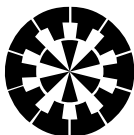
非常用照明設備
排煙設備
換気設備

毎年の報告が
必要です

建物の所有者・管理者は、建物をいつも適法な状態に維持するよう努めなければならないこととされています。

多数の人々が利用する建物の所有者などは、建物の敷地、構造及び設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建物の維持保全に関する計画を作成し、適切な措置を講じなければならないことが定められています。

(建築基準法第8条：維持保全計画の作成)



総合建設業

株式会社 伊藤組

- 本社 / 〒025-0024 岩手県花巻市山の神797番地1 TEL.0198-24-1193 (代)
- 盛岡支店 / 〒020-0875 岩手県盛岡市清水町1番34号 TEL.019-625-1193 (代)
- 機材センター / 〒025-0312 岩手県花巻市二枚橋第5地割474-3 TEL.0198-30-1193 (代)

<https://www.itougumi.co.jp/>

知っていますか？定期報告制度

(TEL)0198-24-1193

③ 昇降機等の定期検査報告

エレベーター、エスカレーター等は安全ですか？

日常の維持保全を怠ると、エレベーターの中に閉じ込められるなどの思わぬ事故が発生します。日常の点検と定期検査を実施し検査報告済証を掲示しましょう。



昇降機等
定期検査報告マーク



防火設備
定期検査報告マーク

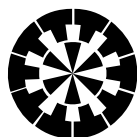
昇 降 機
ウオーターシュート
遊 戯 施 設 等
防 火 設 備

毎年の報告が
必要です

建物の所有者・管理者は、建物をいつも適法な状態に維持するよう努めなければならないこととされています。

多数の人々が利用する建物の所有者などは、建物の敷地、構造及び設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建物の維持保全に関する計画を作成し、適切な措置を講じなければならないことが定められています。

(建築基準法第8条：維持保全計画の作成)



総合建設業

株式会社 伊藤組

●本社 / 〒025-0024 岩手県花巻市山の神797番地1 TEL.0198-24-1193 (代)
●盛岡支店 / 〒020-0875 岩手県盛岡市清水町1番34号 TEL.019-625-1193 (代)
●機材センター / 〒025-0312 岩手県花巻市二枚橋第5地割474-3 TEL.0198-30-1193 (代)

<https://www.itougumi.co.jp/>